

第3期南魚沼市 子ども・子育て支援事業計画 (案)

計画期間 令和7年4月～令和12年3月

令和7年3月



目次

第1章 計画の策定にあたって	- 1 -
1 計画策定の趣旨	- 1 -
2 計画の位置づけ	- 1 -
3 計画の期間	- 2 -
第2章 南魚沼市の現状	- 3 -
1 人口および世帯の動向	- 3 -
(1) 人口・世帯数	- 3 -
(2) 年齢3区分別人口	- 4 -
(3) 年齢別・性別人口構成	- 4 -
2 出生の動向	- 5 -
(1) 出生数	- 5 -
(2) 合計特殊出生率（一人の女性が一生に出産することが見込まれる子どもの数）	- 5 -
3 ニーズ調査の結果から見られる現状	- 6 -
(1) 保護者の就労状況（0歳～小学校3年生まで）	- 6 -
(2) 保護者の就労時間（0歳～小学校3年生まで）	- 6 -
(3) 子どもの年齢と母親の就労状況	- 7 -
(4) 子どもの年齢と家庭分類の状況	- 7 -
(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	- 8 -
(6) 平日に定期的に利用したい教育・保育事業	- 8 -
(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方	- 9 -
(8) 育児休業の取得状況	- 10 -
4 ニーズ調査の結果から見られる課題	- 11 -
5 教育・保育の状況	- 12 -
(1) 保育園、認定こども園	- 12 -
(2) 放課後児童健全育成（学童保育）事業	- 13 -
(3) 地域子育て支援拠点事業	- 14 -
(4) 病児・病後児保育事業	- 14 -
(5) ファミリーサポートセンター事業実績	- 14 -

第3章 計画の基本的な考え方 - 15 -

1 基本理念	15 -
2 計画の方向性	15 -
3 子ども・子育て支援の意義	15 -
(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針	15 -
(2) 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境	16 -
(3) 子どもの育ちに関する理念	16 -
(4) 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義	16 -
(5) 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割	16 -

第4章 子ども・子育て支援事業の実施 - 17 -

1 ニーズ調査の実施から事業計画の策定の流れ	17 -
2 教育・保育の提供区域の設定について	18 -
(1) 「教育・保育の提供区域」とは	18 -
(2) 南魚沼市の教育・保育の提供区域の設定	18 -
3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」について	18 -
(1) 教育・保育給付を受けるための認定	18 -
(2) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」	19 -
4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の方策」について	21 -
(1) 放課後児童健全育成(学童保育) 事業	21 -
(2) 時間外保育(延長保育) 事業	21 -
(3) 地域子育て支援拠点事業	21 -
(4) 一時預かり事業	22 -
(5) 病児・病後児保育事業	22 -
(6) ファミリーサポートセンター事業	22 -
(7) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	22 -
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容について	23 -
6 外国人幼児への支援について	23 -
7 少子化対策への取り組み	23 -

第5章 「放課後児童対策パッケージ」に基づく計画 - 24 -

1 放課後児童クラブ（学童クラブ）	24
(1) 現在の実施状況	24
(2) 今後の課題と方向性	24
(3) 量の見込みと確保の方策【再掲】 P.21	25
2 放課後子ども教室	25
(1) 現在の実施状況	25
(2) 今後の課題と方向性	25
第6章 母性並びに乳幼児等の健康づくりの確保及び増進に関する事項	26
1 母子保健サービスの充実	26
2 子育て支援機会の充実	27
3 安心して妊娠・出産ができるための支援	27
4 母子医療体制の充実	28
5 疾病予防	28
6 新しい世代の育成	29
7 児童虐待防止対策の充実	29
8 専門的な療育環境づくり	30
第7章 子どもの貧困対策の推進	31
1 現状と課題	31
2 施策の展開	31
(1) 母子医療体制の充実【再掲】 P.28	31
(2) 子育て家庭への支援やサービス	31
(3) 保育サービス事業	32
(4) 児童虐待防止対策の充実【再掲】 P.29	32
— 資料編 —	33
1 南魚沼市子ども・子育て会議条例	33
2 南魚沼市子ども・子育て会議 委員名簿	34

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年3月及び平成22年3月にそれぞれ前期と後期の「南魚沼市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援に関する様々な取り組みを通して子どもを産み育てやすい環境を整備してきました。

また、平成27年3月に幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図るために、「子ども・子育て関連3法」に基づき、第1期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に第2期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定してきました。

しかしながら、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱いており、引き続き十分な対策が求められています。

このような問題に継続的に対応するため、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市区町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、また、5年に一度計画を見直し、現状に合わせた計画を策定することになっています。

本市においても、子ども人口の減少が続くなかで、第1期・第2期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」により取り組んできた子ども・子育て支援を一層推進するとともに、子どもにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、第3期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年9月に同法の改正法が施行されたことによって、市町村は子どもの貧困対策を推進する計画の策定の努力義務を規定するとともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されました。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「子どもの貧困対策」を包含し、市全体で子ども・子育て支援施策を推進していく上での総合的な指針となる計画とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として位置づけています。

3 計画の期間

この第3期計画の期間は、現在の計画期間終了後から5年間（令和7年度から11年度まで）とします。

平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
南魚沼市次世代育成支援行動計画 (後期計画)									
				策定作業	第1期南魚沼市 子ども・子育て支援事業計画				
									策定作業

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期南魚沼市 子ども・子育て支援事業計画									
				策定作業	第3期南魚沼市 子ども・子育て支援事業計画				

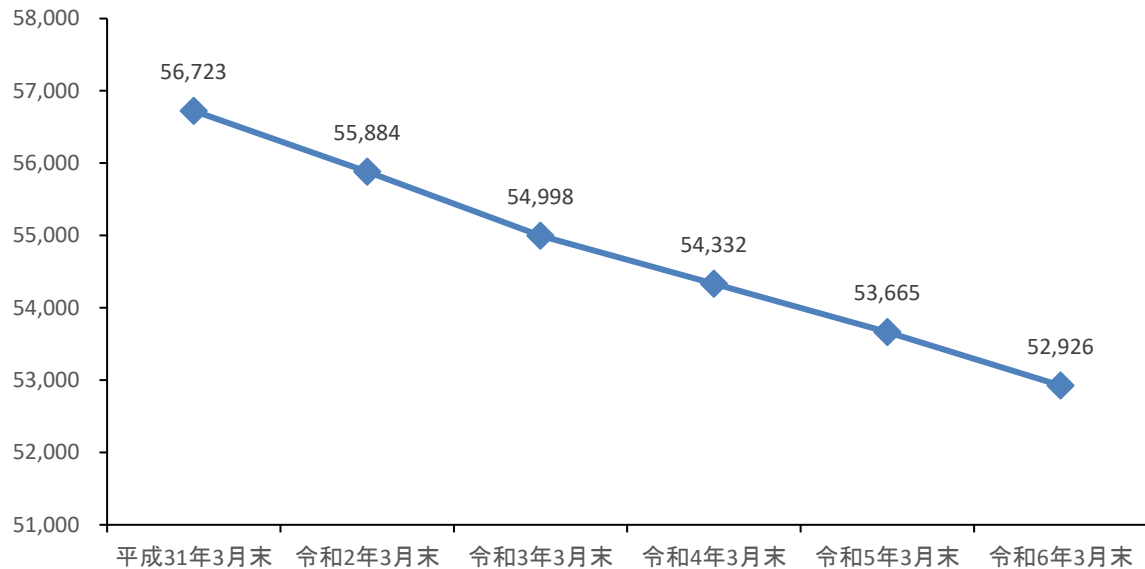
第2章 南魚沼市の現状

1 人口および世帯の動向

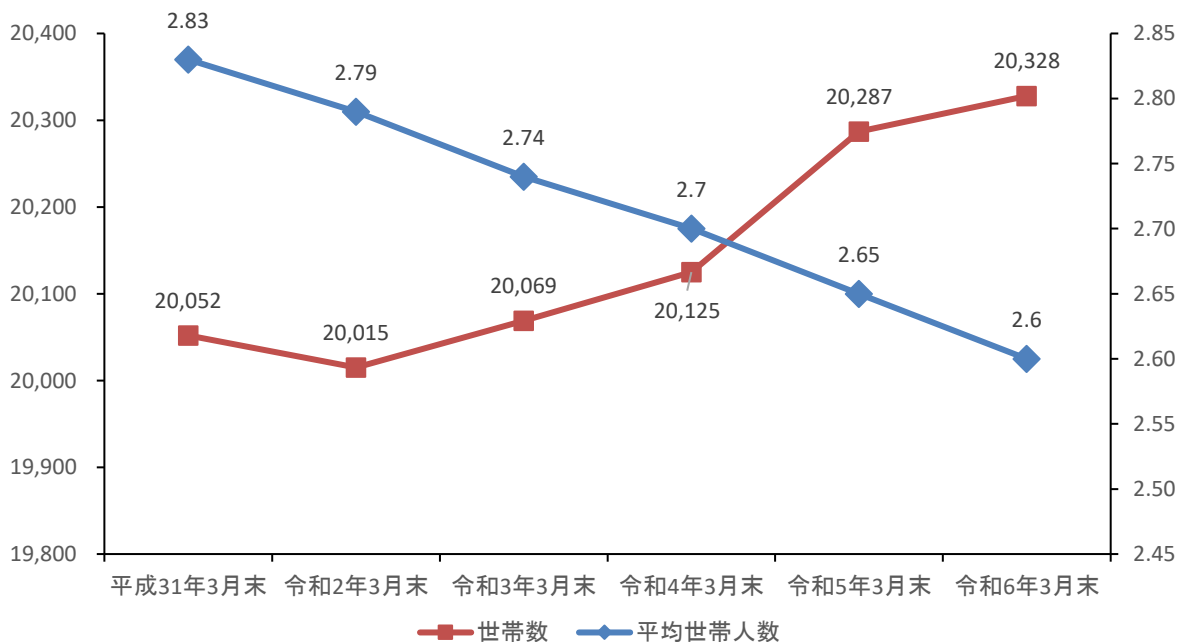
(1) 人口・世帯数

本市の令和6年3月末現在の総人口、世帯数はそれぞれ52,926人、20,328世帯で、平成31年3月末と比較すると、総人口は3,797人の減少、世帯数は276世帯の増加となっています。人口の減少と世帯数の増加により、平均世帯人数は0.23人減少しています。

◇人口の推移（資料：住民基本台帳）◇



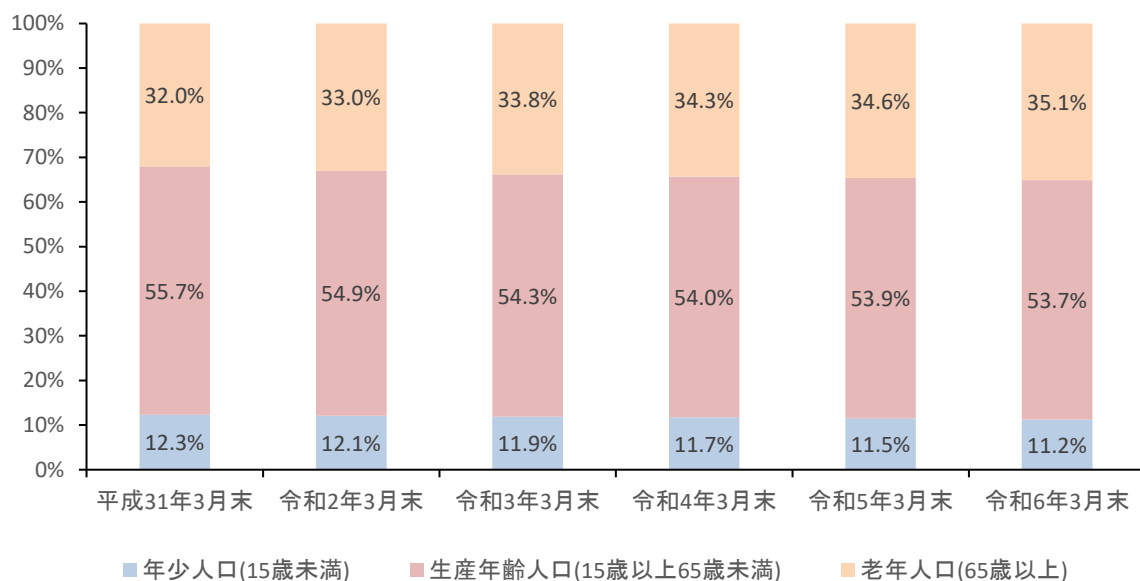
◇世帯数・平均世帯人数の推移（資料：住民基本台帳）◇



(2) 年齢3区分別人口

年少人口、生産年齢人口割合は減少傾向、老年人口割合は増加傾向となっています。

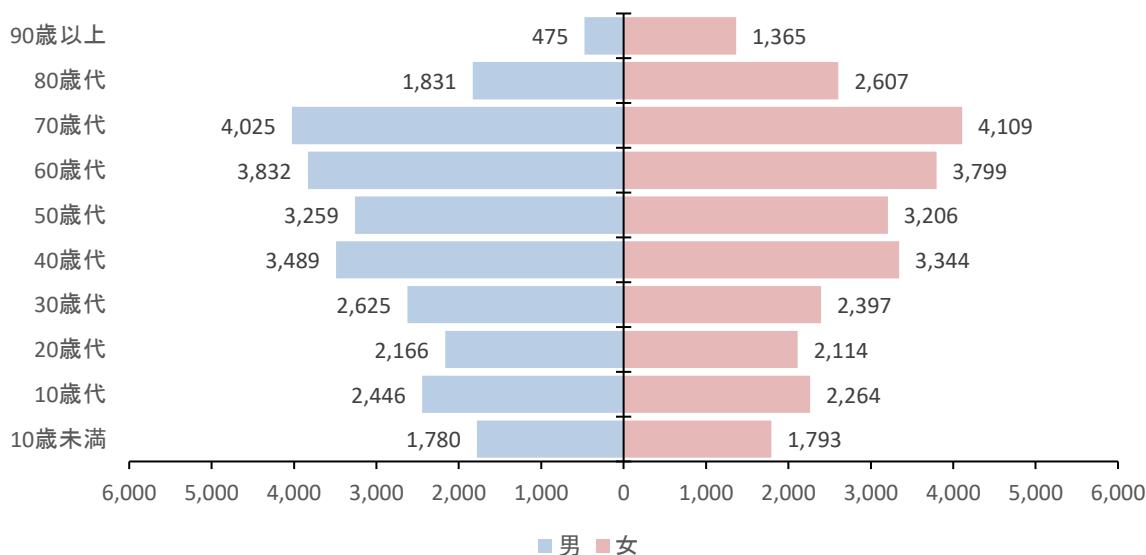
◇年齢3区分別人口割合の推移（資料：住民基本台帳）◇



(3) 年齢別・性別人口構成

令和6年3月末における年齢別構成を見ると、70歳代が最も多く、全体の15.4%を占め、次いで60歳代が14.4%、そして40歳代、50歳代、30歳代の順になっています。

◇人口ピラミッド（資料：住民基本台帳）◇

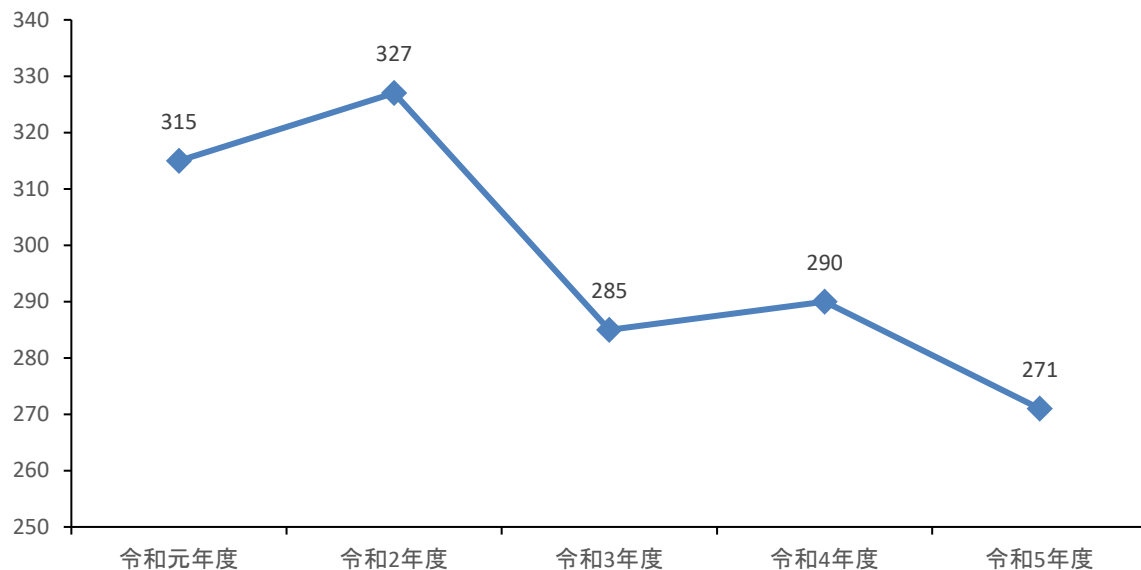


2 出生の動向

(1) 出生数

本市の出生数は、令和2年度以降300人を下回り、減少傾向で推移しています。

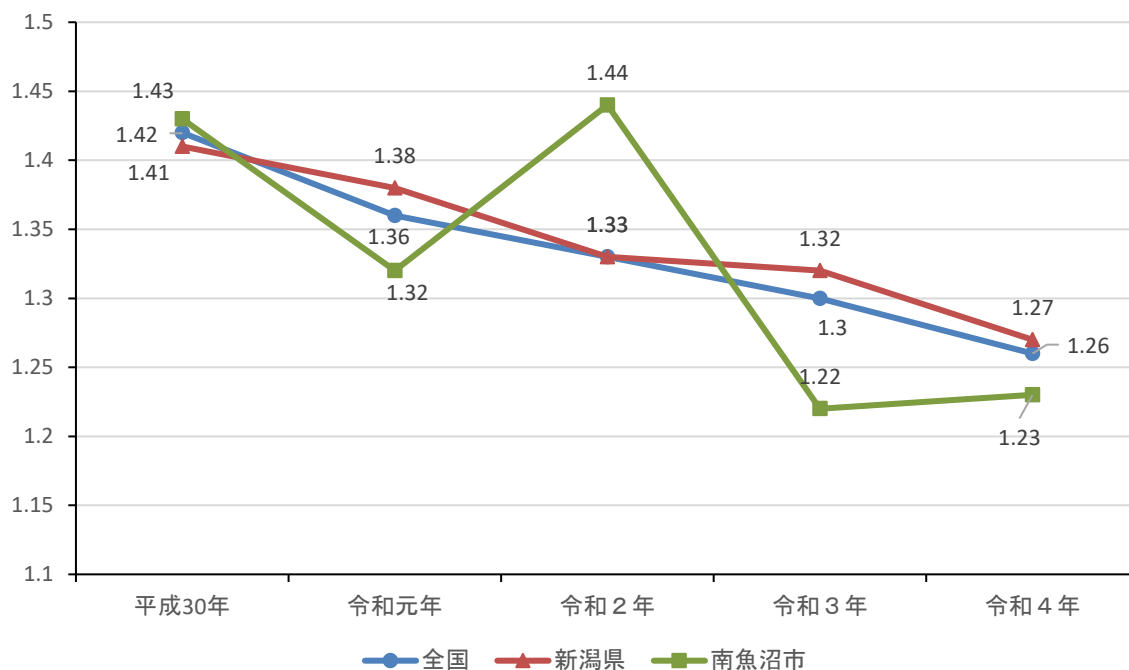
◇出生数の推移（資料：住民基本台帳）◇



(2) 合計特殊出生率（一人の女性が一生に出産することが見込まれる子どもの数）

本市の合計特殊出生率は、令和2年に全国平均、新潟県平均より高い数値を示していましたが、全体的には数値は減少傾向となっています。

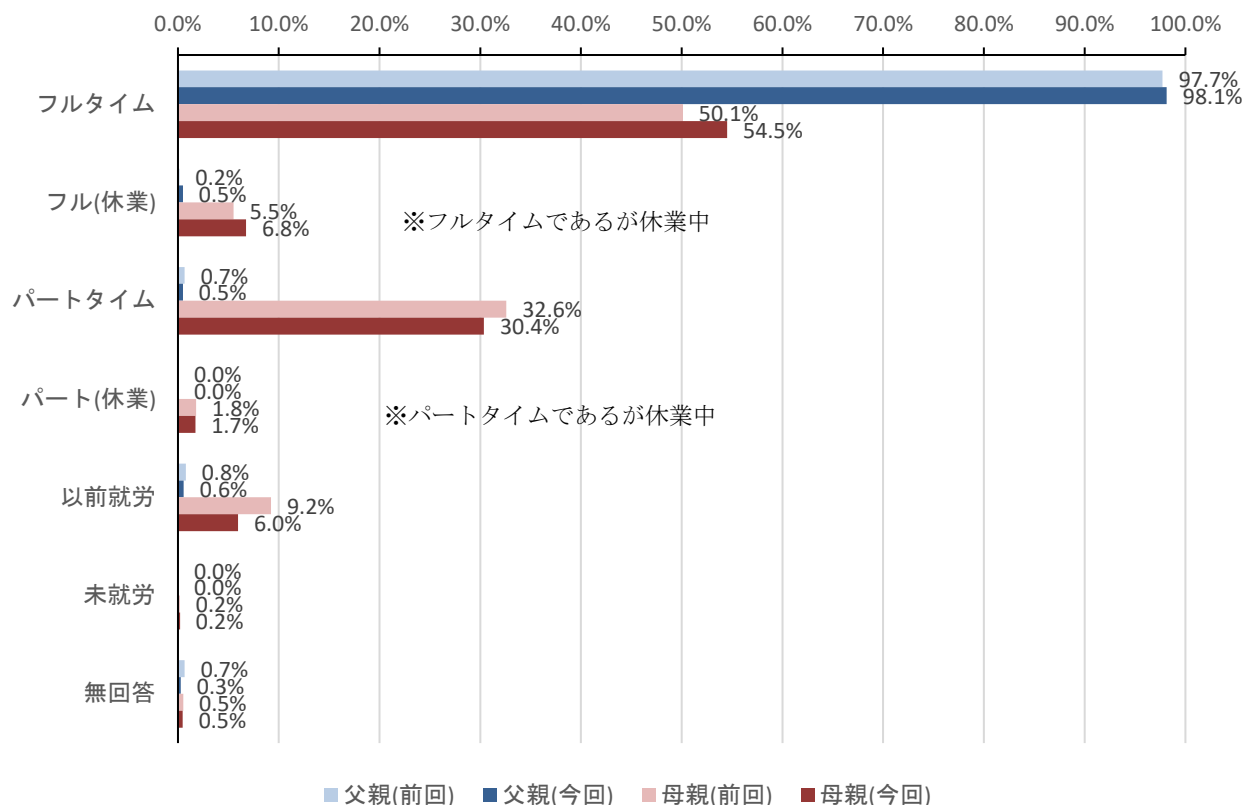
◇合計特殊出生率の推移（資料：新潟県福祉保健年報）◇



3 ニーズ調査の結果から見られる現状

(1) 保護者の就労状況（0歳～小学校3年生まで）

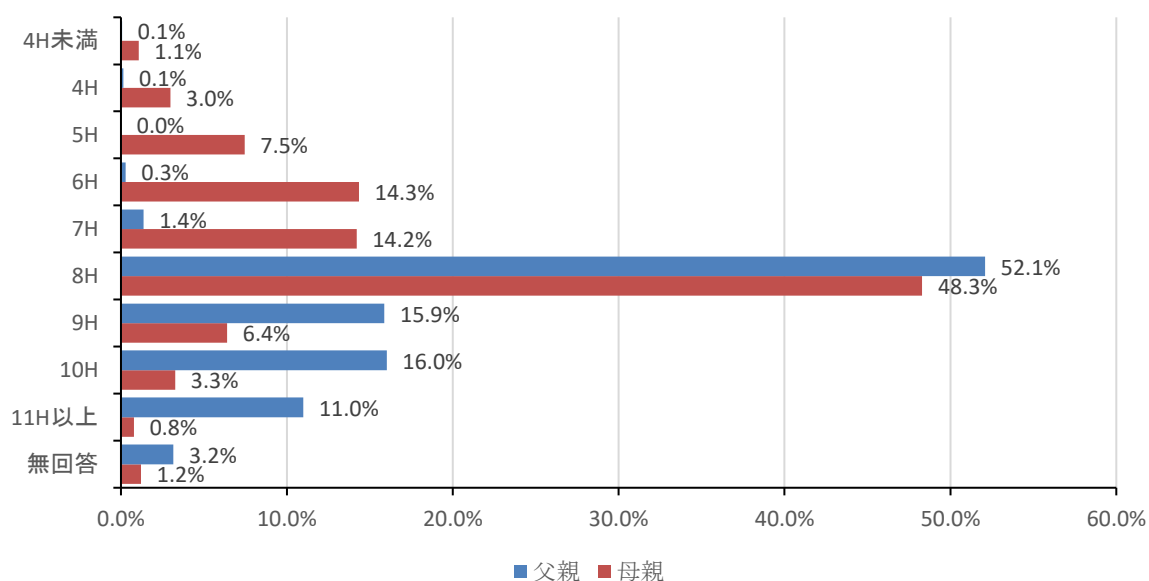
フルタイム、パートタイムを合わせると父親の約98%、母親の約85%が就労しています。



(2) 保護者の就労時間（0歳～小学校3年生まで）

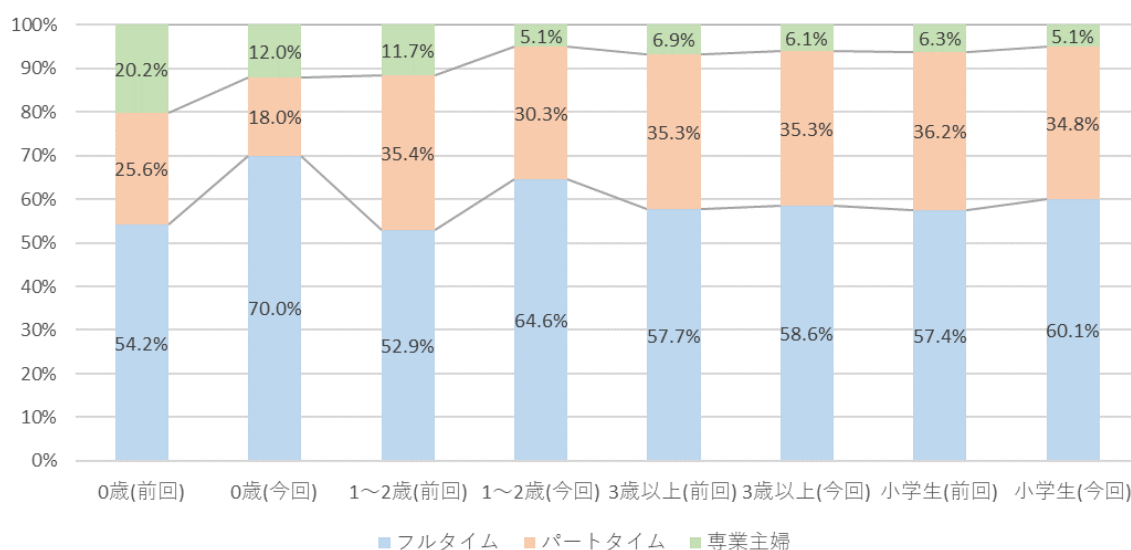
父親は、8時間が約52%と最も多く、次いで10時間、9時間となっています。

母親も、8時間勤務が約48%と最も多く、6時間以下の短時間勤務が約26%となっています。



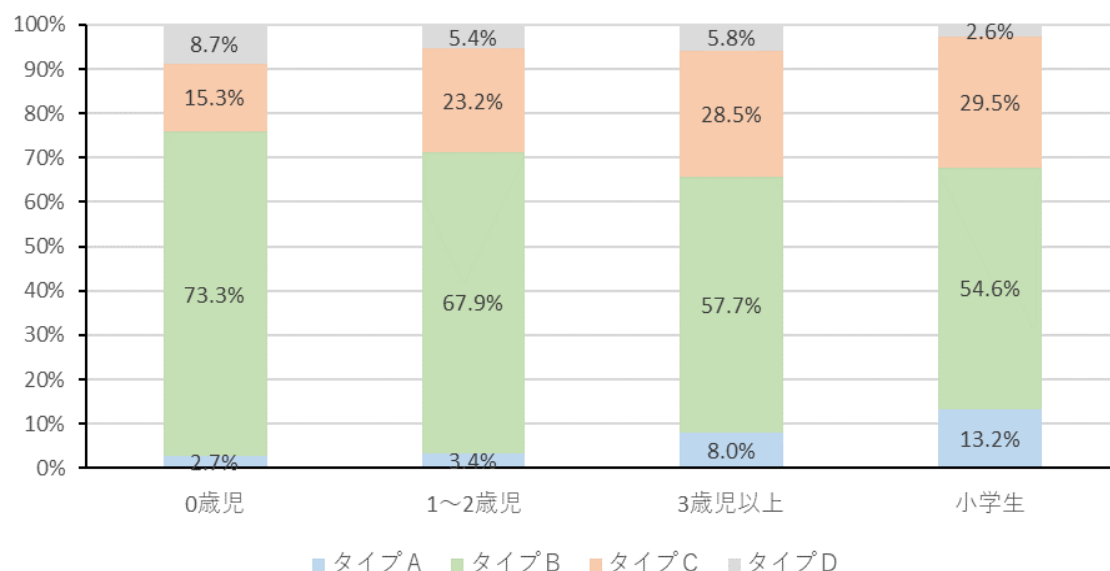
(3) 子どもの年齢と母親の就労状況

子どもの年齢が上がるに従って、母親の就労が増えていく傾向となっています。



(4) 子どもの年齢と家庭分類の状況

現在の状況を基に将来の就労希望等の状況を加味し分類した家庭分類の結果ですが、子どもの年齢が上がるに従い、専業主婦（夫）は減少傾向に、またひとり親家庭は増加傾向となっています。



〔家庭類型の分類〕

タイプA：ひとり親家庭

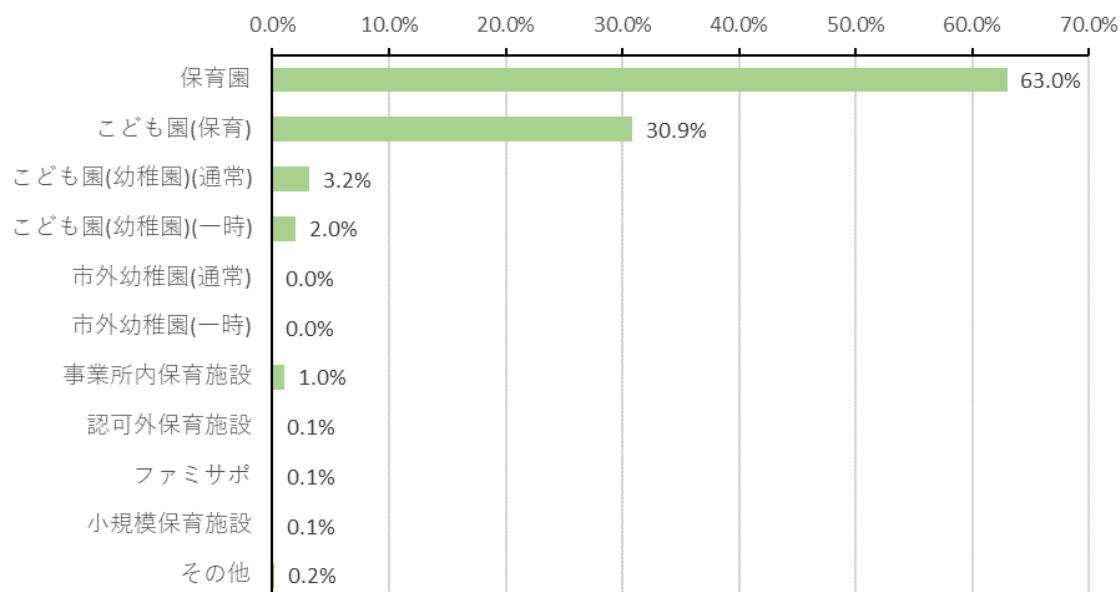
タイプB：フルタイム×フルタイム

タイプC：フルタイム×パートタイム

タイプD：専業主婦（夫）

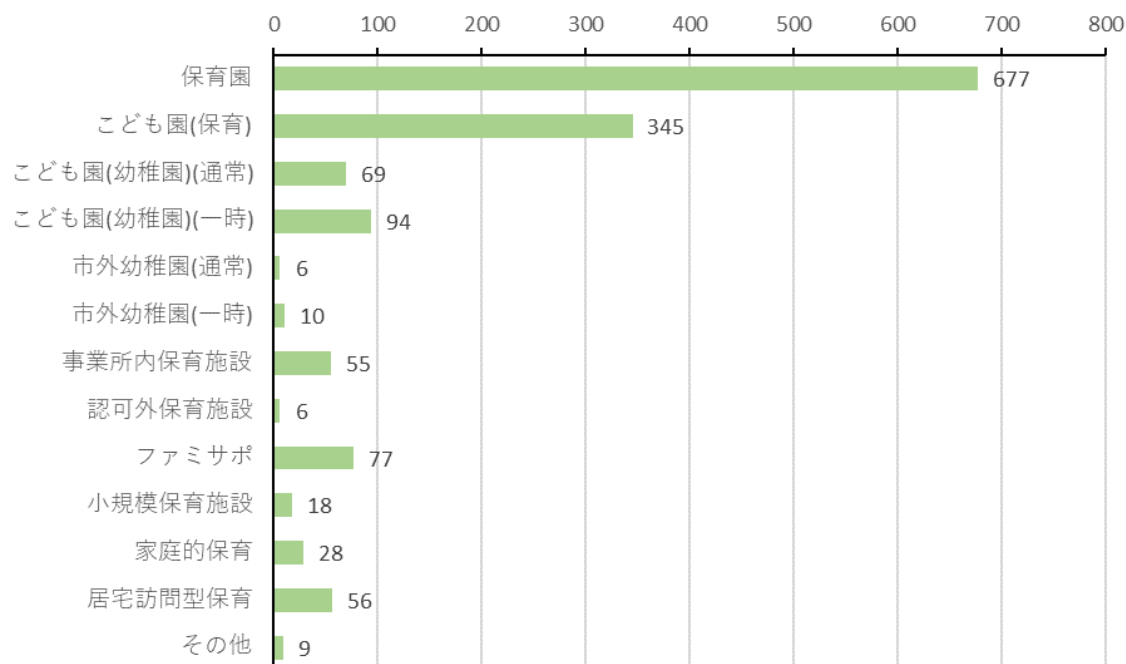
(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

保育園や認定こども園などを定期的にご利用している人の割合は99.1%となっています。その内訳は、保育園が63%と最も高く、次いで認定こども園の保育園部が30.9%、認定こども園の幼稚園部（通常時間のみ）が3.2%となっています。



(6) 平日に定期的にご利用したい教育・保育事業

現在利用している、していないにかかわらず平日に定期的にご利用したい事業の希望（重複回答有）は、保育園が最も高く、次いで認定こども園の保育園部、認定こども園の幼稚園部（預かり保育含む）となっています。

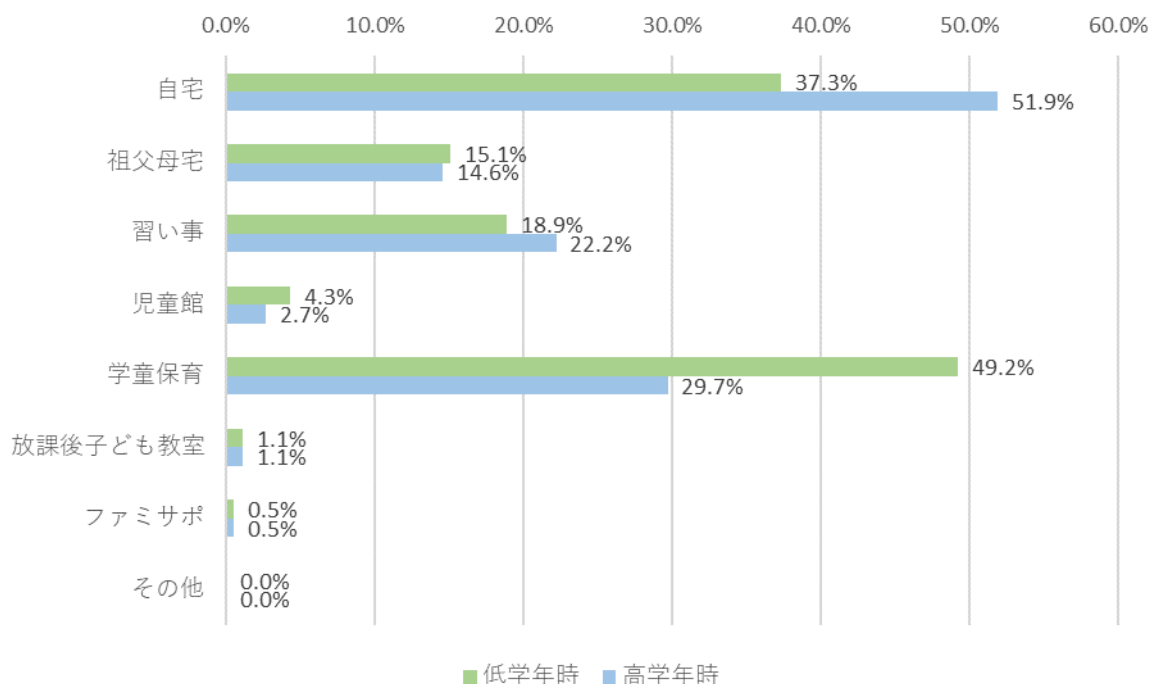


(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方

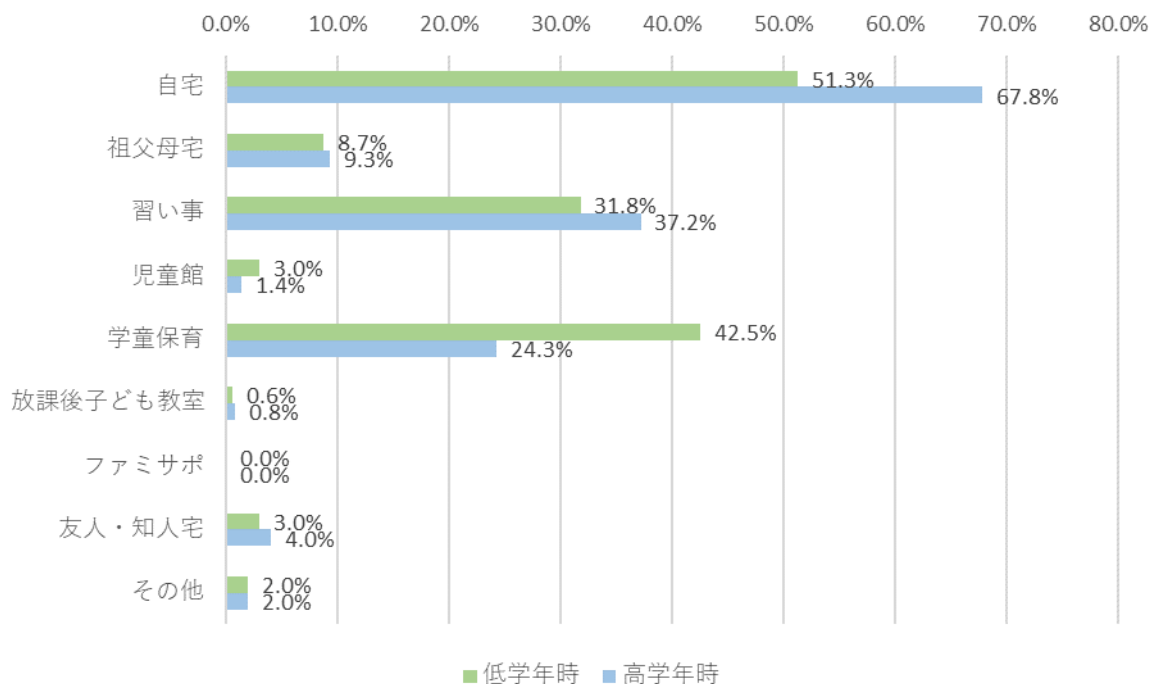
小学校の平日の放課後の時間にどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年時（1～3年生）と高学年時（4～6年生）に分けて利用希望を調査しました。

学童保育を希望する割合は、就学前児童に対する調査の方が、小学生に対する調査よりも高くなっています。また、高学年時の利用希望は、どちらも低学年時の約6割となっています。

① 就学前児童に対する調査



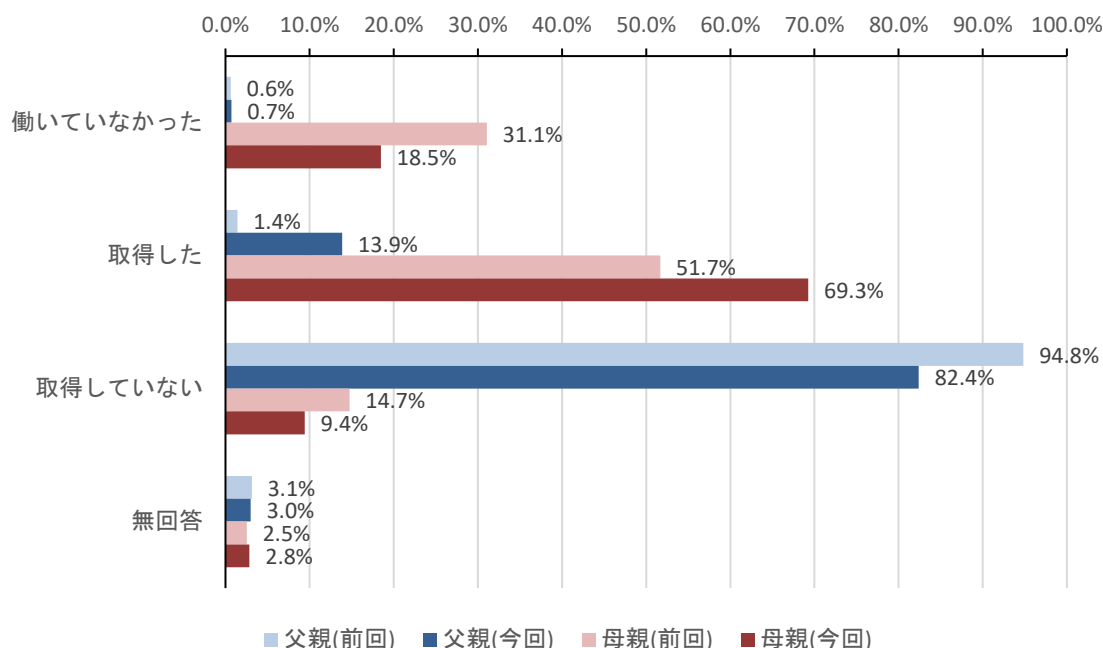
② 小学生に対する調査



(8) 育児休業の取得状況

①取得状況

母親の育児休業を取得した割合は前回調査より17.6%増加しており、父親についても前回調査より12.5%増加していますが、父親の取得率は母親の2割程度となっています。



②取得していない理由

母親の理由は、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が多くなっています。

父親の理由は、「配偶者が育児休業制度を利用した」が最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が多くなっています。

単位：％

理由	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に) 早く復職したかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育園などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇（産後6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した	その他
母親	10.4	17.7	9.4	5.2	0.0	10.4	4.2	2.1	15.6	12.5	21.9	13.5	0.0	1.0	20.8
父親	34.3	39.7	0.5	4.0	5.0	33.2	1.8	41.6	15.1	0.5	9.9	1.3	1.9	0.0	8.8

4 ニーズ調査の結果から見られる課題

ニーズ調査の結果、就学前児童の保護者の約 35%、小学生の保護者の約 28%から自由意見をいただきました。

- 就学前児童、小学生ともに子どもの遊び場の充実を求める内容のものが最も多くなっています。冬場が多い地域であることや近年の夏の猛暑日の増加もあり、近隣市町村にあるような全天候型の施設を求める声が多く上がっています。あわせて「ほのぼの広場」や既存の公園についての改善点や要望も上がっています。就学前児童の保護者からは子連れでも気兼ねなく食事ができる飲食店の要望もありました。小学生の保護者からは、学童保育が利用できなくても、親の仕事が終わるまで子どもが安心して過ごせる場所を求める声が上がっています。
- 子育て支援施策や行政への要望については、市の取り組みがわからないというご意見が多くありました。子育てをする家庭を市全体で支援していくためにも、市民一人一人に市の取り組みを伝えていく必要があります。また、相談支援事業の充実を図り、市民の声を真摯に受け止めて市政に反映していくこと、またその経過について市民にフィードバックする取り組みも重要です。
- 保育や学童保育の受け入れや、預かり時間、給食などについても多くのご意見をいただきました。子育て家庭を取り巻く環境が変化していることから、より実状に合った事業のあり方を検討していく必要があります。
- 子育てに多額の費用がかかることは国全体としても問題となっており、南魚沼市においても経済的支援を行っていますが、特に先進的な取り組みをしている他自治体との比較により不満を抱いている方も多くいます。限られた資源の中で、より子育てをしやすい環境づくりを図るために、市民との協働による取り組みを推進していく必要があります。

その他にも、南魚沼市における子育ての環境や支援への不満点の設問でも不満に感じることに
ついてのご意見を多くいただきました。これらを踏まえ、第3期子ども・子育て支援事業計画
の策定にあたり、事業の量の見込みや内容の見直しの基礎資料とさせていただきます。

5 教育・保育の状況

(1) 保育園、認定こども園

施設名	公立 私立	公営 民営	種別	利用定員(人) (令和6年度)		利用定員(人) (令和7年度)		受入れ 年齢	延長 保育	土曜 保育	一時 預かり
				保育園 定員	幼稚園 定員	保育園 定員	幼稚園 定員				
1 三用保育園	公	公	保	70	0	70	0	6か月	○		○
2 赤石保育園	公	公	保	65	0	65	0	1歳			
3 大崎保育園	公	公	保	100	0	100	0	6か月	○	○	
4 薮神保育園	公	公	保	100	0	100	0	6か月	○		
5 上原保育園	公	公	保	70	0	70	0	1歳			
6 あおば保育園	公	公	保	100	0	100	0	6か月	○		
7 五日町保育園	公	公	保	65	0	65	0	6か月	○		
8 四日町保育園	公	公	保	60	0	60	0	1歳			
9 宮保育園	公	公	保	80	0	80	0	6か月	○		○
10 西五十沢保育園	公	公	保	50	0	50	0	1歳			
11 八幡保育園	公	公	保	120	0	120	0	6か月	○	○	
12 うえだ保育園	公	公	保	70	0	70	0	1歳			○
13 牧之保育園	公	公	保	120	0	120	0	6か月	○	○	
14 舞子保育園	公	公	保	70	0	70	0	6か月	○		
15 石打保育園	公	公	保	40	0	45	0	1歳			
16 上関保育園	公	公	保	60	0	—	—	1歳		○※	
17 浦佐認定こども園	私	民	認	185	15	185	15	2か月	○	○	○
18 上町保育園	公	民	保	27	0	—	—	1歳	○	○	○
19 上町小規模保育園	公	民	保	—	—	12	0	1歳	○	○	○
20 めぐみ野こども園	公	民	認	70	15	60	10	3か月	○	○	○
21 野の百合こども園	私	民	認	80	10	90	10	3か月	○	○	○
22 むいかまちこども園	私	民	認	60	15	50	15	1歳	○	○	○
23 たんぼぼ保育園	私	民	保	107	0	107	0	2か月	○	○	○
24 金城幼稚園・保育園	私	民	認	70	15	65	15	3か月	○	○	○
25 わかば保育園	私	民	認	77	3	77	3	3か月	○	○	○
26 南魚沼どろんこ保育園	私	民	認	79	13	86	13	2か月	○	○	○
27 小規模保育所わかば保育園	私	民	保	10	0	—	—	3か月	○		
計				2,005	86	1,917	81		20	14	13

※種別 保：保育園、認：認定こども園

※公営保育園の土曜保育は、拠点保育園で実施し、終了時刻は施設によって異なります

※一時預かりは、施設によって受入年齢が異なります

※上町保育園は令和7年4月から上町小規模保育園になります

※上関保育園は令和7年4月に石打保育園と統合します

※小規模保育所わかば保育園は、令和6年度末で閉園します

(2) 放課後児童健全育成（学童保育）事業

クラブ名		小学校名	児童数（人）			定員	
			通年	長期休校	計	通年のみ	長期含む
1	大空クラブ	浦佐	60	15	75	80	80
2	太陽クラブ	三用・赤石	34	8	42	38	38
3	藪神クラブ	藪神・後山	21	7	28	33	33
4	大崎クラブ	大崎	28	5	33	40	40
5	おおまきクラブ	おおまき	36	2	38	40	40
6	どんぐりクラブ	城内	36	5	41	40	46
7	にこにこクラブ	五十沢	37	11	48	40	42
8	北辰第一クラブ	北辰	34	2	36	68	73
	北辰第二クラブ		26	4	30		
9	たんぽぽクラブ	北辰・六日町	40	20	60	55	55
10	六日町クラブ	六日町	18	4	22	20	20
11	野の百合家庭教育館	六日町	43	0	43	45	45
12	第二野の百合家庭教育館		44	10	54	45	45
13	中之島クラブ	中之島	27	14	41	23	43
14	石打クラブ	石打・上関	32	7	39	35	35
15	上田クラブ	上田	32	6	38	39	39
16	わかばクラブ	塩沢	24	5	29	118	120
17	金城クラブ		31	4	35		
18	牧之クラブ		32	6	38		
総計			635	135	770	769	814

※令和6年5月1日時点の利用児童数

※利用区分 ○通 年 利 用 ⇒ 年間を通じて利用

○長期休校期間利用⇒ 長期休校期間のみ利用（学校終業・始業日は含まない）

春・夏・冬休みすべてを利用

※保育時間：概ねの時間帯であり、クラブ施設により多少の相違有

○平 日 ⇒ 放課後～18:00

○土 曜 日 ⇒ 7:30～13:00

○長期休校期間（平日）⇒ 8:00～18:00

○長期休校期間（土曜）⇒ 7:30～13:00

○延長保育時間（平日・土曜・長期休校期間中）⇒ ～18:30

(3) 地域子育て支援拠点事業

会場名		場所
1	ほのぼの広場（大和会場）	南魚沼市役所大和庁舎3階
2	ほのぼの広場（六日町会場）	イオン六日町店専門店館1階
3	ほのぼの広場（塩沢会場）	南魚沼市役所塩沢庁舎2階
4	ひだまり	浦佐認定こども園
5	こひつじのおうち	野の百合こども園
6	わかば子育て支援センター	わかば保育園
7	ちきんえっぐ	南魚沼どろんこ保育園
8	金城子育て支援センター	塩沢金城わかば児童館
9	びーんず	むいかまちこども園

(4) 病児・病後児保育事業

施設名		場所	種別
1	花てまり	萌気園浦佐診療所	病児・病後児保育
2	ゆりかご	野の百合こども園	病後児保育
3	すずらんルーム	わかば保育園	病後児保育

(5) ファミリーサポートセンター事業実績

	依頼会員 (名)	提供会員 (名)	両方会員 (名)	利用件数 (件)
令和2年度	108	29	7	320
令和3年度	121	28	6	265
令和4年度	149	29	5	353
令和5年度	197	32	12	848
令和6年度 (令和7年2月末現在)	208	34	12	804

第3章 計画の基本的な考え方

南魚沼市では、平成22年3月に「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう のまちづくり」を行動計画のテーマに「南魚沼市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、平成27年3月に第1期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に第2期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」へ引き継ぎ実行してきました。

第3期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」においても、この行動計画の基本理念を引き継ぎ、地域全体で子どもを育む社会を作っていくために、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらにそれらの子育てを支援する地域社会づくりを目指し、子ども・子育て支援の推進に取り組みます。

1 基本理念

“全ての子どもと家庭への支援”を基本理念とし、基本理念に基づくテーマを掲げ、次代の親になる子どもたちへの子育てを取り巻く支援のみならず、結婚・出産・子育てまで、安全で安心して生活できる環境と、地域社会全体で子育て支援を支えあうネットワークをつくります。

— 計画のテーマ —

生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう のまちづくり

2 計画の方向性

本市における計画の方向性を、次のように定めます。

- 子どもの幸せを第一に考え、「子どもが安心して遊べる空間」、「子どもが安心して学べる環境」、「子どもが安心して帰れる家庭」等の「安心基盤の確保」を推進するため、保育園や認定こども園及び学校と連携していきます。また、保護者に対しても、「安心基盤の確保」の重要性に関する周知や、理解を得られるように支援します。
- 学校・家庭・地域が一体となり、子育てを社会全体で支えるネットワークをつくります。
- 安心して子育て支援サービスが利用できるよう、サービス全般の質の向上を図り、子育てがしやすい地域、子育てが楽しい地域をつくります。
- 結婚・出産・子育てまで連続性のある支援環境をつくります。
- 次代に親となる子どもたちに、親のころ、親になることの心構え等「親心」を育む教育や働きかけを支援します。

3 子ども・子育て支援の意義

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

①子ども・子育て支援法の目的

法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています。

この目的を達成するためには、

- ・ 子ども・子育て支援は「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基

本とします。

- ・子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

②子ども・子育て支援法の対象

- ・法は、障がい、疾病、虐待、貧困、家庭の状況その他の事業により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とします。
- ・一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

③社会全体で取り組むべき最重要課題

- ・子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。
- ・親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。

子育て支援の取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。

(2) 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

子育ての負担や不安、孤立感の高まりや少子化による子どもの育ちをめぐる環境が変化してきていますが、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤独感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。

(3) 子どもの育ちに関する理念

乳幼児期は愛着の形成や人格形成の基礎が培われ、小学校就学後は調和のとれた発達を図る重要な時期となっています。特に、乳幼児期の重要性や特性をふまえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

一人一人が、かけがえの無い個性である存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

(4) 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要があります。保護者からは、子どもの立場に寄り添った行動への理解を深めるとともに、必要な場合には、社会的養護に係る措置を適切に講じていきます。子どもの健やかな育ちを保障することは、社会の責務であり、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

(5) 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

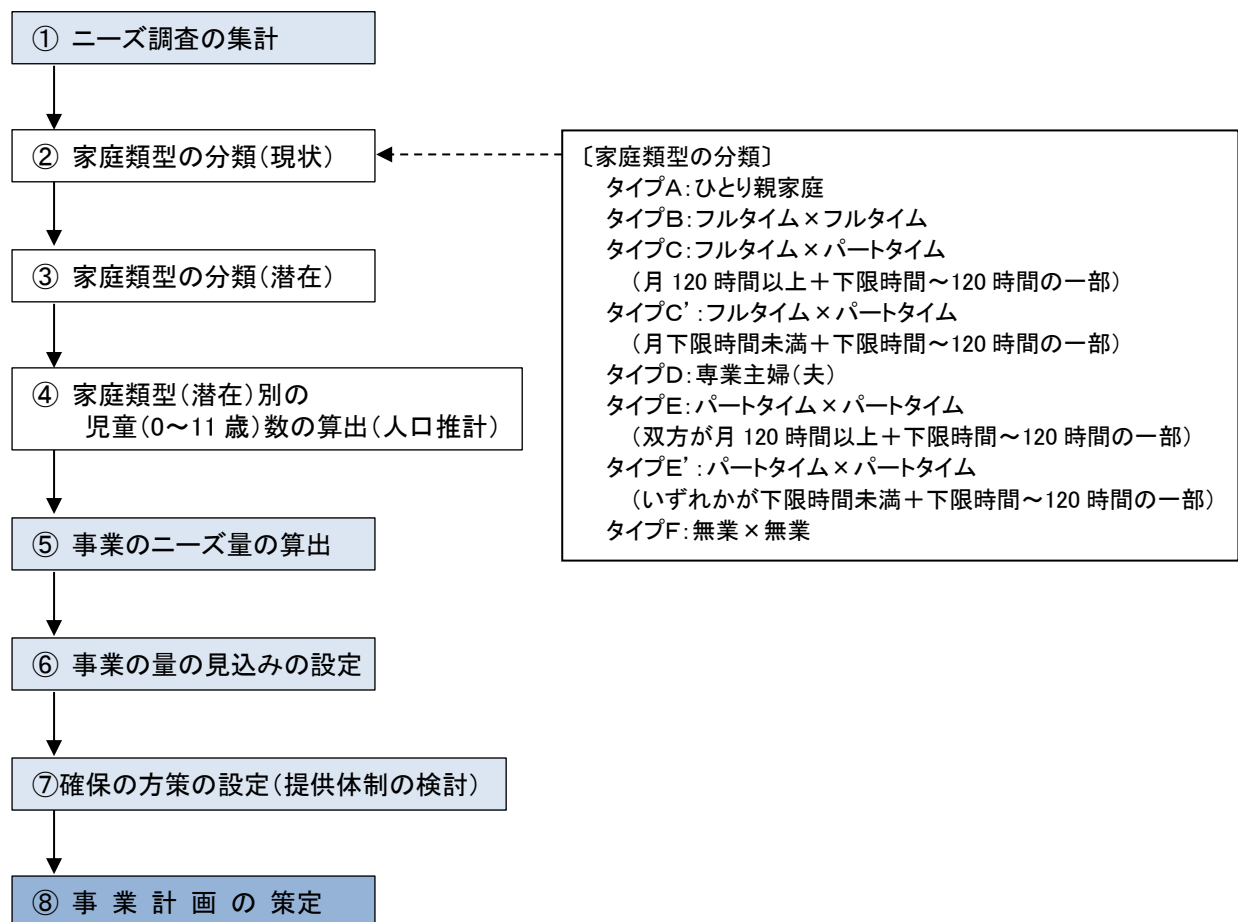
第4章 子ども・子育て支援事業の実施

1 ニーズ調査の実施から事業計画の策定の流れ

子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを探るため、ニーズ調査の結果を活用し、家庭類型（父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの）や年齢区分別に、ニーズ量を算出します。

この「ニーズ量」は、国の『利用希望把握調査集計方法等の「作業の手引き」』の中で算出方法が示されており、基本的にその手引きに準じて算出をしていくこととなっています。

国の方法はニーズ調査結果から全国一律に算出するものであることから、「ニーズ量」を参考にしながら、本市の実態に応じて実際の「量の見込み」を検討し、これを目標事業量として「量の見込み」に対する提供体制の計画として「確保の方策」を設定しました。



2 教育・保育の提供区域の設定について

(1) 「教育・保育の提供区域」とは

子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域の事情を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

また区域ごとに事業の「量の見込み」と「確保の方策」を示すことになります。

(2) 南魚沼市の教育・保育の提供区域の設定

本市では、区域の範囲について、ニーズ調査及び子ども・子育て会議での審議結果、そして、各地域の子ども人口や資源の状況を踏まえ、

全ての事業の区域を、市全体を1区域として設定します。

3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」について

(1) 教育・保育給付を受けるための認定

- ・教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（支援法第19条第1項第1号、第2号、第3号）を受けることが必要となります。【表1】
- ・2、3号の認定には、保育を必要とする事由が必要です。
- ・2、3号認定については、さらに「保育必要量」として「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が設けられます。
- ・認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なります。【表2】

【表1】認定区分

	保育を必要としない		保育を必要とする	
3歳以上児	1号認定	教育標準時間	2号認定	保育標準時間（120時間/月以上 就労） 保育短時間（64～120時間/月 就労）
3歳未満児			3号認定	保育標準時間（120時間/月以上 就労） 保育短時間（64～120時間/月 就労）

認定区分による施設・事業の利用区分【表2】

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	幼稚園	○	※	—
	認定こども園	○	○	○
	保育所	※	○	○
地域型	事業所内保育	※	※	○
	小規模保育	※	※	○
	家庭的保育	※	※	○
	居宅訪問型保育	※	※	○

※：特例による利用可

(2) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」

国の手引きに基づき、教育・保育量のニーズ量を算出した後に、必要な箇所に補正を行った結果、市内に居住する児童の教育・保育の量の見込み及びそれに対する確保の方策は次の通りとなります。

令和7年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		3～5歳			1～2歳	0歳	
		教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
① 量の見込み（補正後）		57人	16人	881人	516人	160人	1,557人
② 確保の方策	保育園			759人	441人	104人	1,304人
	認定こども園	81人		342人	215人	56人	613人
	確保の合計	81人		1,101人	656人	160人	1,917人
②－① 過不足		8人		220人	140人	0人	360人
確保の内容		上町保育園 閉園 27名減、上町小規模保育園 開園 12名増 小規模わかば 閉園 10名減、石打・上関保育園統合 55名減					

令和8年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		3～5歳			1～2歳	0歳	
		教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
① 量の見込み（補正後）		53人	16人	853人	484人	156人	1,493人
② 確保の方策	保育園			759人	441人	104人	1,304人
	認定こども園	81人		342人	215人	56人	613人
	確保の合計	81人		1,101人	656人	160人	1,917人
②－① 過不足		12人		248人	172人	4人	424人
確保の内容							

令和 9 年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		3～5歳			1～2歳	0歳	
		教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
① 量の見込み（補正後）		49人	15人	776人	473人	153人	1,402人
② 確保の方策	保育園			759人	441人	104人	1,304人
	認定こども園	81人		342人	215人	56人	613人
	確保の合計	81人		1,101人	656人	160人	1,917人
②－① 過不足		17人		325人	183人	7人	515人
確保の内容							

令和 1 0 年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		3～5歳			1～2歳	0歳	
		教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
① 量の見込み（補正後）		47人	15人	747人	465人	150人	1,362人
② 確保の方策	保育園			759人	441人	104人	1,304人
	認定こども園	81人		342人	215人	56人	613人
	確保の合計	81人		1,101人	656人	160人	1,917人
②－① 過不足		19人		354人	191人	10人	555人
確保の内容							

令和 1 1 年度

		1号認定	2号認定		3号認定		保育の 必要性 ありの 合計
		3～5歳			1～2歳	0歳	
		教育希望	幼児期の 教育ニーズ が高い	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	保育の 必要性あり	
① 量の見込み（補正後）		44人	15人	710人	455人	147人	1,312人
② 確保の方策	保育園			759人	441人	104人	1,304人
	認定こども園	81人		342人	215人	56人	613人
	確保の合計	81人		1,101人	656人	160人	1,917人
②－① 過不足		22人		391人	201人	13人	605人
確保の内容							

4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の方策」について

国の手引きに基づき、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出した後に、必要な箇所
に補正を行った結果、事業の量の見込み及びそれに対する確保の方策は次の通りとなります。

(1) 放課後児童健全育成（学童保育）事業

（利用定員）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	794人	790人	785人	781人	777人
② 確保の方策	814人	814人	814人	814人	814人
	18クラブ	18クラブ	18クラブ	18クラブ	18クラブ
②－① 過不足	20人	24人	29人	33人	37人
確保の内容	・ 地域的な格差や児童支援員の不足により、引き続き待機児童の発生が予想されます。人材確保に努め、待機児童の解消に努力していきます。				

(2) 時間外保育（延長保育）事業

（年間利用児童実人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	246人	238人	217人	208人	198人
② 確保の方策	246人	238人	217人	208人	198人
	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
②－① 過不足	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	・ 令和7年度～小規模わかば閉園のため園数減				

(3) 地域子育て支援拠点事業

（年間利用児童数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,415人	1,344人	1,316人	1,290人	1,260人
② 確保の方策	1,415人	1,344人	1,316人	1,290人	1,260人
	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
②－① 過不足	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	・ 本事業の供給は、基本的に充足されています。				

(4) 一時預かり事業

① 幼稚園等の一時預かり

(年間利用児童数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	390人	380人	370人	362人	357人
② 確保の方策	2,160人	2,160人	2,160人	2,160人	2,160人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-① 過不足	1,770人	1,780人	1,790人	1,798人	1,803人
確保の内容	・本事業の供給は、基本的に充足されています。				

② 保育園等の一時預かり

(年間利用児童数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,350人	1,325人	1,312人	1,303人	1,298人
② 確保の方策	3,840人	3,840人	3,840人	3,840人	3,840人
	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
②-① 過不足	2,490人	2,515人	2,525人	2,537人	2,542人
確保の内容	・本事業の供給は、基本的に充足されています。				

(5) 病児・病後児保育事業

(年間利用児童数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	70人	70人	70人	70人	70人
② 確保の方策	70人	70人	70人	70人	70人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-① 過不足	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	・本事業の供給は、基本的に充足されています。				

(6) ファミリーサポートセンター事業

(年間利用児童数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,100人	1,070人	1,048人	1,022人	1,010人
② 確保の方策	1,100人	1,070人	1,048人	1,022人	1,010人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-① 過不足	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	・本事業の供給は、基本的に充足されています。 ・今後も周知を進めていきます。				

(7) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(年間利用児童数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	60人	90人	90人	90人	90人
② 確保の方策	60人	90人	90人	90人	90人
	3か所	6か所	6か所	6か所	6か所
②-① 過不足	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容	・令和8年度、公立の拠点保育園3か所で実施予定です。				

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容について

子ども・子育て支援新制度の理念は、「全ての子どもの最善の利益を実現し、質の高い教育・保育の提供を行う」ことであり、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、その支援は良質かつ適切なものでなければならぬとされています。

新制度のねらいの1つである認定こども園の普及を推進するため、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びそのニーズ変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、既存の私立保育園が認定こども園への移行を希望する場合には、設置者の意向を尊重し、適切に普及・促進を図ります。

公立の施設については、少子化の影響により施設に通う子どもの人数が減少し集団行動や協調性を学ぶ機会が減ってきているため、施設運営の適正化とともに、老朽化等施設の現状を踏まえた適正配置も図る必要が生じています。

このことから、本計画では、施設の適正運営及び適正配置を図るための指標を示し、施設の統合整理を計画的に行うこととします。なお、統合整理にあたっては、関連計画である、南魚沼市公共施設等総合管理計画と整合を図り進めていきます。また、第2期「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎ、施設運営のために必要な児童数の最低ラインを定員の56%とします。保育園の児童数が定員の56%になった場合、あるいは、2～3年後に56%を下回ることが確実だと予想される場合、適正配置の検討を開始することとします。

6 外国人幼児への支援について

南魚沼市には、世界のさまざまな国の人々が学ぶ国際大学があり、多くの外国人の家族が市内に居住しております。

近年、その子どもが教育・保育施設等を利用したいとの希望が増加しており、適切な需要確認を行い、教育・保育施設の拡充をしていきます。

また、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国語対応等の支援を拡充していきます。

7 少子化対策への取り組み

国の施策により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化事業が実施されています。これは急速な少子化の進行や幼児期の教育・保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て世代の経済的負担軽減を進めているものです。また、令和6年4月より市独自の施策により、第3子以降の保育料の無償化が実施されています。

そして、既に第2次南魚沼市総合計画で計画してある「若い世代の交流機会の拡大」や「若い世代の移住・定住の促進」に加えて、多子に繋がる新たな少子化対策を検討していきます。

第5章 「放課後児童対策パッケージ」に基づく計画

こども家庭庁（厚生労働省）と文部科学省は、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定、以下「新プラン」という。）を策定し、当該プランに基づき、放課後児童対策を推し進めてきました。

特に、新プランが最終年度を迎えるにあたっては、改めて新プランの趣旨を周知し、放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童クラブ」という。）の受け皿整備における学校施設活用の促進や、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携促進に取り組んできました。

本市の放課後児童クラブは、市内全体の児童数は年々減少しているものの、保護者の就労等により放課後児童クラブのニーズは増加傾向にあります。長期休みの利用については4年生以上の希望者も多く、人材の確保が課題となっています。

放課後子供教室は、特認校の栃窪小学校だけでの実施となっています。

引き続き、市の関係部局と学校、関係者等で連携を深め、地域の実情と人員確保の確立に合わせた推進計画の策定に取り組み、一体型を中心としたプログラムに参加できるよう、「放課後児童対策パッケージ」の推進を図っていきます。

1 放課後児童クラブ（学童クラブ）

就労等により昼間保護者が不在となる家庭の小学生に対し、遊びを主とした活動を通じて児童の放課後の健全育成を図り、保護者の就労を支援するサービスを行います。

(1) 現在の実施状況

本市の放課後児童クラブは、年間を通して利用する通年利用と、夏休み等の長期休校期間だけ利用する長期休校期間利用の2つの利用区分があります。

現状では全て民間法人への委託となっており、NPO法人すまいるネット南魚沼が12クラブ、医療法人社団萌気会が1クラブ、社会福祉法人若葉会が3クラブ、社会福祉法人野の百合福祉会が2クラブ、社会福祉法人長慶福祉会が1クラブの運営を行っています。

(2) 今後の課題と方向性

平成30年度から小学校の統合が続きました。令和4年度の石打小学校の開校により、平成30年度には19校あった小学校は16校になりました。それに伴い、放課後児童クラブの統合も行われ、18クラブとなりました。統合時には改修工事を行い、新たな専用区画が設けられ、待機児童の改善につながったと考えています。学校の統合は着着きを見せましたが、令和6年3月に「小学校・中学校における適正規模及び適正配置に関する答申」が示されました。放課後児童クラブにおいても小学校の統合に併せ、方向性を示す必要があります。

また、支援員等の職員確保が課題となっています。職員の確保には、就業しやすい職場環境を整備することが最重要課題となります。地域の実情に応じた総合的なプランの多様化が求められています。

老朽化が進んでいる放課後児童クラブもあります。児童が安心安全に過ごせるよう、計画的に改修工事、修繕を行っていく必要があります。

(3) 量の見込みと確保の方策【再掲】P.21

(利用定員)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	794人	790人	785人	781人	777人
② 確保の方策	814人	814人	814人	814人	814人
	18クラブ	18クラブ	18クラブ	18クラブ	18クラブ
②-① 過不足	20人	24人	29人	33人	37人
確保の内容	・ 地域的な格差や児童支援員の不足により、引き続き待機児童の発生が予想されます。人材確保に努め、待機児童の解消に努力していきます。				

2 放課後子ども教室

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習やささまざまな体験活動を通じて、子どもたちの生きる力を育むことを目的としています。

(1) 現在の実施状況

本市の放課後子ども教室は、特認校の栃窪小学校で、子どもたちの安心・安全な居場所として、地域と連携し運営を行っています。

(2) 今後の課題と方向性

放課後子ども教室の支援員等スタッフの確保と育成が大きな課題となります。

第6章 母性並びに乳幼児等の健康づくりの確保及び増進に関する事項

母性並びに乳幼児等の健康づくりの確保及び増進

健やかに生み育てる環境づくり《妊娠・出産期から切れ目のない支援》

1 母子保健サービスの充実

母子保健における健診事業、訪問・相談事業、歯科保健事業、予防接種事業等、妊娠期から乳幼児期の継続した関わりを通じて、母子の健康の確保及び増進を図ります。

事業名	事業の内容	目標	担当
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊娠・出産期から乳幼児期まで継続した健康管理に活用します。子育て支援アプリを導入し、子育てに必要な情報を入手しやすい環境づくりを推進します。	専門職による交付を開始し、継続的な支援を目指します。	こども家庭サポートセンター
妊婦健康診査	14回分の妊婦健康診査受診票を発行します。健診医療機関と連携を図り、経済的支援を行います。	妊婦の経済的負担軽減と健康管理に努めます。	保健課
妊婦歯科健診	妊娠中は体調の変化からお口のトラブルが起きやすく、おなかの赤ちゃんにも影響するため、妊婦歯科健診受診券を交付し、歯と歯ぐきの健康管理を推進します。	受診率50%以上の維持 (R5年度50.8%)	保健課
妊産婦・新生児訪問指導	市の助産師・保健師等が、妊産婦の体調や新生児の発育の確認を行います。また、出産医療機関等と連携し、赤ちゃんの様子やママの育児不安を早期に把握し対応します。	第1子全数把握 (R5年度100%)	こども家庭サポートセンター
乳児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	保健師等が2～3か月児のいる家庭を訪問し、養育者の育児不安が軽減されるよう育児相談や情報提供を行い、併せて赤ちゃんの発育発達を確認します。	全数訪問 (R5年度98.9%)	保健課
乳幼児健診	育児不安の軽減、疾病の早期発見、健康保持増進のため、4か月・1歳6か月・3歳(尿検査、視聴覚検査)は集団健診で、1か月、10か月は医療機関委託として実施します。問診票等のデジタル化により、健診を受けやすくする環境づくりを推進します。	受診率95%以上維持(委託含む平均受診率) (R5年度97.3%)	保健課
幼児歯科健診	1歳、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳の歯科健診及び個別の萌出状況に合わせた歯科保健指導を実施します。希望者にはフッ化物塗布を実施します。	むし歯のない3歳児の割合90%以上維持 (R5年度92.9%)	保健課
養育支援訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	強い育児不安や育児ストレス、若年妊婦や予期せぬ妊娠、不適切な養育環境等、養育上の問題を抱える家庭に保健師等が訪問し相談支援を行います。	乳児家庭全戸訪問事業実施後、必要な家庭に継続的な支援を行います。	こども家庭サポートセンター・保健課

2 子育て支援機会の充実

安心して出産、育児ができるよう専門職を活用した相談支援体制の整備や学習の機会の提供により、子育てに対する不安を軽減するとともに仲間づくりや家庭や地域全体で子育てを支える環境づくりを行います。

事業名	事業の内容	目標	担当
プレママ・プレパパ教室	概ね妊娠 19 週から 31 週の夫婦を対象に、ベビーマッサージ、パートナーや家族の役割、夫婦のコミュニケーション、きょうだいへの接し方等教室を通して学びます。	妊婦25%以上の参加 (R5年度27.6%)	こども家庭サポートセンター
ブックスタート	絵本と親しみ親子でふれあうきっかけをつくるため、ブックスタートを実施します。4か月児健診で引換券を配付し、図書館ブックスタートに参加して絵本2冊と引き換えます。	ブックスタート児童参加率80%以上 (R5年度62%)	・図書センター ・保健課
離乳食教室 (もぐもぐ教室)	7か月児の養育者を対象に、月齢にあった離乳食の進め方を理解し無理なく準備できるよう離乳食の見本の展示や講話等を実施します。	もぐもぐ教室第1子参加率85%以上 (R5年度74.1%)	保健課
ほのぼの広場・ふれあい広場	「親子での遊び」「子育て仲間同士の情報交換・交流」「育児相談」等の場として未就学児を対象にほのぼの広場、小学校3年生までを対象にふれあい広場の開放を実施します。また、知識習得の場として、未就学児と保護者を対象に子育て支援講座、子育て支援学習会を実施します。	支援講座を月1回、学習会を年5回実施します。	子育て支援課

3 安心して妊娠・出産ができるための支援

安心して心健やかに子どもを産み育てることができるように不安の軽減と疾病予防や健康管理の正しい知識を提供します。また、不妊や不育症に悩む夫婦の負担を軽減するための支援を行います。

事業名	事業の内容	目標	担当
妊婦への支援	母子健康手帳交付時に妊婦アンケートを実施し、必要に応じ電話や面談等により早期支援を行います。必要な妊婦には、支援プランの作成に取り組みます。妊娠届出時のアンケートで該当した者に対して喫煙、飲酒が妊娠・出産に及ぼす影響について正しい知識の啓発を図ります。	・支援を要する妊婦に支援プラン作成を開始し継続的な支援に努めます。 ・妊婦の喫煙経験率の減少 (R5年度妊婦喫煙経験率12.3%)	こども家庭サポートセンター
不妊治療及び不育症医療費助成	一般不妊治療と特定不妊治療に要した費用の一部を助成します。また、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症治療についても要した医療費の一部を助成します。	不妊治療に関する精神的、経済的負担の軽減を図ります。	保健課

4 母子医療体制の充実

疾病の早期発見と早期治療を促進するため、安心して医療が受けられるよう医師会、近隣市町村、関係機関と連携を図り体制の充実に努めます。

事業名	事業の内容	目標	担当
子ども医療費助成	・0歳から就学前：保険適用分医療費の自己負担分すべてを助成します。 ・小学校から18歳の年度末まで：保険適用分医療費の自己負担分のうち、一部負担金を引いた残りを助成します。	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、安心して子どもを生み育てる環境づくりによる母子保健の向上を図ります。	子育て支援課
妊産婦医療費助成	申請日から出産等の翌月末までの妊産婦の保険適用分医療費の自己負担分すべてを助成します。（付加給付、高額療養費分は除きます）	妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進し、健やかな妊娠出産を図ります。	子育て支援課

5 疾病予防

乳幼児期は疾病にり患しやすい時期であるため感染症予防の取り組みとして、適時に予防接種の啓発や勧奨を行い、流行しやすい疾病の正確な知識情報を提供します。また、保育園・幼稚園及び小中学校において歯科保健教育を実施します。

事業名	事業の内容	目標	担当
乳幼児の予防接種	定期予防接種の接種券を接種に適した時期に送付し、健診や市報等で接種の必要性を周知するとともに、予診票のデジタル化により、接種を受けやすくする環境づくりを推進します。また、感染症の流行情報を健診時及びウェブサイト等で周知します。	指標：麻しん風しん混合(2期)接種率95%以上 (R5年度93.8%)	保健課
むし歯・歯周病予防	園では親子むし歯予防教室(親子すこやか教室)、はみがき教室等を実施し、小学校ではむし歯予防教室、中学校では歯肉炎予防教室を実施します。 希望者にはフッ化物洗口を実施します。	むし歯のない12歳児の割合90%以上維持 (R5年度80.8%)	・保健課 ・子育て支援課 ・学校教育課

6 新しい世代の育成

次代を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長の支援や思春期の子どもに対する健康づくり活動を推進します。

事業名	事業の内容	目標	担当
将来親となる世代の健康づくり	学校保健委員会への参加等を通じ、保護者・学校関係者等と健康課題を共有し、生活習慣病予防や喫煙防止、メディア接触コントロール等の取り組みを推進します。	喫煙防止講演会の継続	・学校教育課 ・保健課
思春期の健康づくり	若年妊娠や人工妊娠中絶等、性の健康について現状や課題を関係機関と共有し、性の健康づくりの推進を行います。 また、この時期特有の心の問題について関係機関と連携し、予防・支援に努めます。	若年妊娠・人工妊娠中絶の減少	・学校教育課 ・保健課
食育の推進	乳幼児健診、離乳食教室や保育園等で食に関する学習の機会を設け栄養相談を行います。また、ライフステージに応じ必要な栄養指導を実施します。	望ましい食習慣の定着を目指します。	・保健課 ・子育て支援課

7 児童虐待防止対策の充実

要保護児童等へのきめ細かな取り組みを推進するとともに、虐待の未然防止に努めます。

事業名	事業の内容	目標	担当
地域の予防力の向上	市報や民生委員児童委員協議会等の組織を通じて、地域へ児童虐待の予防・発見の啓発活動と相談機関の周知を行うとともに、子ども家庭支援に携わる職員への研修を行い、児童虐待についての理解を深める機会を提供し、地域ぐるみで虐待の予防力向上に努めます。	児童虐待防止に対する意識を高め、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図ります。	こども家庭サポートセンター
子ども家庭相談支援体制の構築	支援を必要とする子どもと家庭の相談・調整・支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、切れ目ない相談体制と支援体制の構築を行います。	社会福祉士、保健師等の専門職員を配置し、相談体制の充実を図ります。	こども家庭サポートセンター
児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の充実及び強化	支援の必要な児童や特定妊婦の早期発見と必要な支援を適切なタイミングで行うため、関係機関との迅速な情報共有と連携・協働体制の更なる強化に努めます。また、個別ケース開催とサポートプランにより早期虐待防止に努めます。	実務者レベルでケース検討会を定期的に開催し、関係機関との連携を図ります。	こども家庭サポートセンター

8 専門的な療育環境づくり

発達に心配のある乳幼児の早期発見を図るとともに、児の発達を促し、育児不安の軽減を図り、乳幼児期から中学校まで途切れのない一貫した支援に取り組みます。また、外国人、多胎児、心身障がい児、医療的ケアを要する児等配慮を要する児への療育環境づくりにも取り組みます。

事業名	事業の内容	目標	担当
乳幼児健診	発達ポイントに合わせた時期に実施します。1歳6か月児健診には臨床心理士を、3歳児健診には保育士を配置し、精神遅滞、自閉症スペクトラム障がい等を早期発見し対応します。また、5歳児(年中児)では就学に向けて発達相談事業を実施し、関係機関が連携し必要な支援を行います。	発達に心配のある児の早期発見早期支援に努めます。	保健課
各種相談事業の活用	支援が必要と思われる児及び養育者に対して、適切な時期に保健所療育相談、市教育委員会の就学相談、インクルーシブ教育推進室相談支援活動等の事業につなぎ、途切れのない継続的な支援を行います。また必要に応じて医療的な見立てや指導を得るため市民病院発達外来等の活用も合わせて行います。	関係機関と連携し、継続的な支援に努めます。	・保健課 ・子育て支援課 ・学校教育課 ・子ども・若者相談支援センター
発達支援事業 (遊びの教室)	発達に支援が必要な児及び養育者に対し、様々な専門職種が遊びを通じて関わり方や発達を促す方法を伝え児の成長を促す教室です。安心して入園が迎えられるよう支援を行います。	発達を促すためのより良い関わりができることを目指します。	・子育て支援課 ・保健課
保護者の支援 (くれよんクラブ)	育てにくさや発達支援が必要なお子さんをもつ保護者・養育者が話し合いや情報交換を通じて前向きに育児が行えるように寄り添いあう会を実施します。また必要に応じて学習会を実施します。	保護者等が前向きに子育てできることを目指します。	保健課

第7章 子どもの貧困対策の推進

1 現状と課題

南魚沼市では、子どもの貧困とは、単に家庭の経済的困窮のみを捉えるのではなく、個々の家庭が抱える複合な課題や困り事が複合する中で生ずるものと認識し、生活困窮世帯（生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯を含む）などへの経済的支援はもとより、複合的な課題を抱える子育て中の家庭に対して継続的かつ包括的な相談支援を行うなど、様々な施策を実施してきました。

これまで実施してきた子ども・子育て支援にかかる各種施策については、「貧困対策」として位置付けた取組ではないものの、結果として「貧困対策」に繋がっています。

一方で、令和6年度に実施したニーズ調査の結果では、就学前児童調査の回答者のうち8.6%、小学生調査の回答者のうち7.4%の世帯が、世帯収入が一定基準を下回る困窮層に区分され、暮らしの状況について「苦しい」と考えている割合が高い結果となっています。

子どもの生活や将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、切れ目のない支援をすることが必要です。

2 施策の展開

(1) 母子医療体制の充実【再掲】P.28

事業名	事業の内容	担当
子ども医療費助成	・0歳から就学前：保険適用分医療費の自己負担分すべてを助成します。 ・小学校から18歳の年度末まで：保険適用分医療費の自己負担分のうち、一部負担金を引いた残りを助成します。	子育て支援課
妊産婦医療費助成	申請日から出産等の翌月末までの妊産婦の保険適用分医療費の自己負担分すべてを助成します。（付加給付、高額療養費分は除きます）	子育て支援課

(2) 子育て家庭への支援やサービス

事業名	事業の内容	担当
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の父または母とその子どもの医療費のうち、保険適用診療の自己負担分の一部を助成します。	子育て支援課
母子家庭等の自立支援	母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、経済的自立に向けた資格取得などを応援する事業です。 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・就学支度金貸与事業 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	子育て支援課
保育料、副食費の減免	・市の独自減免として、全ての児童の保育料と副食費の無償化をおこないます。（令和7年度から実施）	子育て支援課
就学援助制度	経済的な理由で小中学校にかかる経費で困っている保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を援助する制度です。	学校教育課

(3) 保育サービス事業

事業名	事業の内容	担当
通常保育事業	保護者の就労等で家庭で保育ができない場合、その間保育園等で子どもを預かる事業です。	子育て支援課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。	子育て支援課
障がい児保育事業	支援が必要な子どもに対し、専門の保育士や保育助手を配置して、安心して園生活が送れるように一人一人に合わせた支援を行う事業です。	子育て支援課
医療的ケア児保育事業	医療的ケアが必要な子どもに対し、専門の保育士や看護師を配置して、安心して園生活が送れるように一人一人に合わせた支援を行う事業です。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)」と「子育ての手助けをしたい人(提供会員)」をアドバイザーが取り次いで、保育サービスの提供を行う事業です。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	子どもが、病気の治療中か回復期にある時、家庭や通常の保育施設で保育ができない場合に預かる事業です。	子育て支援課
一時預かり事業	保護者が入院や通院、就労等で一時的に保育ができなくなった場合や、リフレッシュなどで一時的に保育が必要となる子どもを預かる事業です。	子育て支援課
放課後児童健全育成(学童保育)事業	保護者が就労等で不在の間、小学生を対象に適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成支援を行うための事業です。	学校教育課

(4) 児童虐待防止対策の充実【再掲】 P.29

事業名	事業の内容	担当
児童虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の充実及び強化	支援の必要な児童や特定妊婦の早期発見と必要な支援を適切なタイミングで行うため、関係機関との迅速な情報共有と連携・協働体制の更なる強化に努めます。また、個別ケース開催とサポートプランにより早期虐待防止に努めます。	こども家庭サポートセンター

1 南魚沼市子ども・子育て会議条例

南魚沼市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日

条例第35号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、南魚沼市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。（令5条例12・一部改正）

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。（令5条例12・一部改正）

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 前項の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例（平成16年南魚沼市条例第44号）の一部を次のように改正する。〔次のよう略〕

附 則(令和5年2月28日条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 南魚沼市子ども・子育て会議 委員名簿

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	南魚沼市小中特別支援学校長会	城内小学校長	佐藤 茂幸	副会長
2	南魚沼市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会	主任児童委員	滝沢 寿子	
3	新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉環境部地域福祉課	課長	井口 哲亨	会長
4	南魚沼市小中学校PTA連絡協議会	会長	井 慎太郎	
5	むいかまちこども園PTA	会長	須佐 唯	
6	金城幼稚園・保育園PTA	会長	上村 真史	
7	八幡保育園保護者会	会長	土田 未沙希	
8	学童保育クラブ保護者会	北辰第二クラブ 保護者会長	南雲 優	
9	野の百合こども園	園長	風間 美奈子	
10	浦佐認定こども園	副園長	平澤 佳子	
11	八幡保育園	園長	諏訪 仁美	
12	金城幼稚園・保育園	園長	角谷 正雄	
13	むいかまちこども園	副園長	羽吹 令子	
14	たんぼぼ保育園	園長	遠山 登志子	
15	南魚沼どろんこ保育園	園長	田村 真由子	
16	NPO法人 すまいるネット南魚沼	おおさきクラブ所長	増田 愛実	

事務局

所 属	職 名	氏 名	備 考
福祉保健部	部長	南雲 利和	
〃 子育て支援課	課長	上村 清	
〃 〃	応援係長	野上 敦子	
〃 〃	保育主幹	富山 俊介	
〃 〃	施設主幹	内田 和則	
〃 保健課	課長	村山 律	
〃 〃	参事	木村 直子	
〃 〃	保健事務主幹	須藤 大輔	
〃 〃	母子業務主幹	青野 睦枝	
〃 こども家庭サポートセンター	センター長	古藤 健一	
〃 〃	相談主幹	小林 永子	
〃 〃	包括支援主幹	栗田 みゆき	
教育委員会 教育部	部長	高橋 悟	
〃 学校教育課	課長	関 浩二	
〃 〃	学校庶務主幹	青木 秀行	
〃 社会教育課	課長	西潟 英男	
〃 〃	生涯学習係長	遠藤 喜幸	
〃 子ども・若者相談支援センター	センター長	井口 和彦	
〃 〃	相談支援係長	富井 明美	
〃 図書センター	センター長	小林 利恵子	
〃 〃	図書館係長	高橋 好一	



第3期南魚沼市 子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：南魚沼市

編集：南魚沼市 福祉保健部 子育て支援課、保健課
こども家庭サポートセンター
教育委員会 学校教育課、社会教育課
子ども・若者相談支援センター、図書センター

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1

電話 025-773-6822

FAX 025-773-6724

ウェブサイト <http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/>
